

令和 8 年 6 月
国 税 庁
法 人 課 税 課

国税庁システム移行に伴う 周知事項等について



INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

1 概要

当資料について

当庁では、基幹システムの更新（更新後：KSK2）が計画されており、令和8年9月24日リリース予定として開発を進めているところです。

当システム更新に伴い、以下の変更等が生じることから、前広な情報共有を目的としたものとなります。

【当資料にてお伝えしたい事項】

- 申告書等のAI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂（スライド5～12）
- 新機能・変更点等（スライド14～18）
- システム移行時のe-Tax停止期間（スライド20）
- ※ 追加で連絡すべき事項等が生じた場合には、適宜ご連絡させていただきます。
- ※ 貴会の県単位及び署単位会に対してのご連絡は、今後、局署の実情に応じて実施させていただきます。

KSK2移行に伴う対外周知について

KSK2への移行に伴い、上記のとおり、AI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂等の多くの変更点が生じるため、別途国税庁ホームページに専用ページを設け、各種情報を掲載しています。

なお、様式変更される申告書等の公表時期・受付開始時期等の情報についても合わせて掲載しています。

（掲載先）国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>



INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

2-1 申告書等の様式変更

- 一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
 - ※ 「控用」は、なくなります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。
- 書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。
 - ※ e-Tax申告を推進しています。ベンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。
 - ※ 過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

【現行KSK : OCR】

1文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。

[illegible]

【KSK2 : AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

L01

令和

年分の所得税及び復興特別所得税の

G01

申告書



年 月 日 提出 提出先

納税地

区分

K05

源泉徴収番号

F05

税務署長

提出先

F01

提出先

F02

提出先

F03

提出先

F04

提出先

F05

提出先

F06

提出先

F07

提出先

F08

提出先

F09

提出先

F10

提出先

F11

提出先

F12

提出先

F13

提出先

F14

提出先

F15

提出先

F16

提出先

F17

提出先

F18

提出先

F19

提出先

F20

提出先

F21

提出先

F22

提出先

F23

提出先

F24

提出先

F25

提出先

F26

提出先

F27

提出先

F28

提出先

F29

提出先

F30

提出先

F31

提出先

F32

提出先

F33

提出先

F34

提出先

F35

提出先

F36

提出先

F37

提出先

F38

提出先

F39

提出先

F40

提出先

F41

提出先

F42

提出先

F43

提出先

F44

提出先

F45

提出先

F46

提出先

F47

提出先

F48

提出先

F49

提出先

F50

提出先

F51

提出先

F52

提出先

F53

提出先

F54

提出先

F55

提出先

F56

提出先

F57

提出先

F58

提出先

F59

提出先

F60

提出先

F61

提出先

F62

提出先

F63

提出先

F64

提出先

F65

提出先

F66

提出先

F67

提出先

F68

提出先

F69

提出先

F70

提出先

F71

提出先

F72

提出先

F73

提出先

F74

提出先

F75

提出先

F76

提出先

F77

提出先

F78

提出先

F79

提出先

F80

提出先

F81

提出先

F82

提出先

F83

提出先

F84

提出先

F85

提出先

F86

提出先

F87

提出先

F88

提出先

F89

提出先

F90

提出先

F91

提出先

F92

提出先

F93

提出先

F94

提出先

F95

提出先

F96

提出先

F97

提出先

F98

提出先

F99

提出先

F100

提出先

事業 営業等 G09

産業 G10

不動産 G11

配給 G12

給与 G13

公的年金等 G14

雑業 G15

その他 G16

短期 G17

長期 G18

一時 G19

事業 G20

産業 G21

不動産 G22

課税される所得金額

配当所得 G23

配当所得 G24

配当所得 G25

配当所得 G26

配当所得 G27

配当所得 G28

配当所得 G29

配当所得 G30

配当所得 G31

配当所得 G32

配当所得 G33

配当所得 G34

配当所得 G35

配当所得 G36

配当所得 G37

配当所得 G38

配当所得 G39

配当所得 G40

配当所得 G41

配当所得 G42

配当所得 G43

配当所得 G44

配当所得 G45

配当所得 G46

配当所得 G47

配当所得 G48

配当所得 G49

配当所得 G50

配当所得 G51

配当所得 G52

配当所得 G53

配当所得 G54

配当所得 G55

配当所得 G56

配当所得 G57

配当所得 G58

配当所得 G59

配当所得 G60

配当所得 G61

配当所得 G62

配当所得 G63

配当所得 G64

配当所得 G65

配当所得 G66

配当所得 G67

配当所得 G68

配当所得 G69

配当所得 G70

配当所得 G71

配当所得 G72

配当所得 G73

配当所得 G74

配当所得 G75

配当所得 G76

配当所得 G77

配当所得 G78

配当所得 G79

配当所得 G80

配当所得 G81

配当所得 G82

配当所得 G83

配当所得 G84

配当所得 G85

配当所得 G86

配当所得 G87

配当所得 G88

配当所得 G89

配当所得 G90

配当所得 G91

配当所得 G92

配当所得 G93

配当所得 G94

配当所得 G95

配当所得 G96

配当所得 G97

配当所得 G98

配当所得 G99

配当所得 G100

事業 営業等 G09

産業 G10

不動産 G11

配給 G12

給与 G13

公的年金等 G14

雑業 G15

その他 G16

短期 G17

長期 G18

一時 G19

事業 G20

産業 G21

不動産 G22

課税される所得金額

配当所得 G23

配当所得 G24

配当所得 G25

配当所得 G26

配当所得 G27

配当所得 G28

配当所得 G29

配当所得 G30

配当所得 G31

配当所得 G32

配当所得 G33

配当所得 G34

配当所得 G35

配当所得 G36

配当所得 G37

配当所得 G38

配当所得 G39

配当所得 G40

配当所得 G41

配当所得 G42

配当所得 G43

配当所得 G44

配当所得 G45

配当所得 G46

配当所得 G47

配当所得 G48

配当所得 G49

配当所得 G50

配当所得 G51

配当所得 G52

配当所得 G53

配当所得 G54

配当所得 G55

配当所得 G56

配当所得 G57

配当所得 G58

配当所得 G59

配当所得 G60

配当所得 G61

配当所得 G62

配当所得 G63

配当所得 G64

配当所得 G65

配当所得 G66

配当所得 G67

配当所得 G68

配当所得 G69

配当所得 G70

配当所得 G71

配当所得 G72

配当所得 G73

配当所得 G74

配当所得 G75

配当所得 G76

配当所得 G77

配当所得 G78

配当所得 G79

配当所得 G80

配当所得 G81

配当所得 G82

配当所得 G83

配当所得 G84

配当所得 G85

配当所得 G86

配当所得 G87

配当所得 G88

配当所得 G89

配当所得 G90

配当所得 G91

- AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
 - ※ e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。
- AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままだ場合があります。

2-2 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月
- （注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。
- （注2） 令和8年度税制改正に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
法人税申告書別表一（OCR様式）

【変更後】
法人税申告書別表一（イメージ）

2-3 法人設立関係届出手続の統合

- 法人設立関係の4手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を1つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書」を新たに設けます。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和9年1月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》

→単体様式は廃止
(令和9年1月)

《青色申告の承認申請書》

→単体様式は廃止
(令和9年1月)

《給与支払事務所等の開設届出書》

《源泉所得税の納期の特例に関する申請書》

【変更後】

《青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書イメージ》

2-5 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
- ※ 納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

【現行】
《複写式・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

The current layout shows a form with a header section for '納付書' and '領収済通知書'. Below this, there are several rows of fields for tax information, including '整理番号' (8 digits) which is highlighted with a red box. The form also includes fields for '住所' (Address), '氏名' (Name), and '印' (Seal).

【変更後】
《複写式・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

The new layout shows a form with a header section for '納付書' and '領収済通知書'. Below this, there are several rows of fields for tax information, including 'お問い合わせ番号' (13 digits) which is highlighted with a red box. The form also includes fields for '住所' (Address), '氏名' (Name), and '印' (Seal).

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

2-5 納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄（8桁）は、「お問い合わせ番号」欄（13桁）に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

【変更後】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

2-6 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口へ備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
- ※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

【変更後】

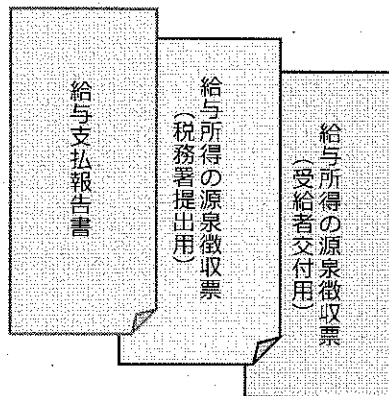
《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

2-7 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

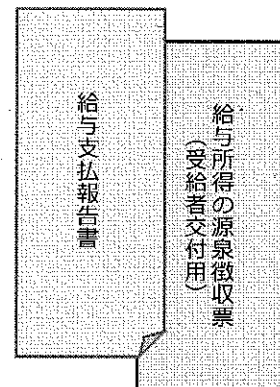
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
 - ※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

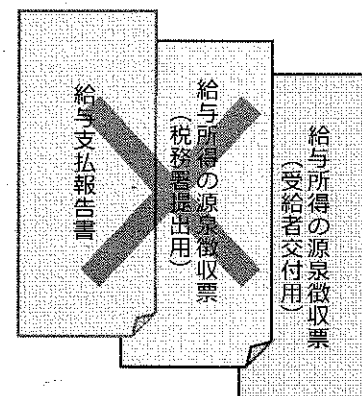


【2枚複写】

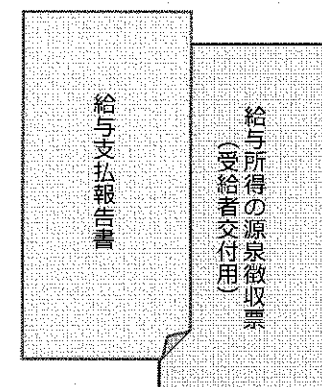


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。

INDEX

01 | 概要

概要事項のご説明

02 | 様式変更の具体的な事例

申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | 仕様変更に伴う新機能・変更点

電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | システム移行に伴うe-Tax停止期間

システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

3-1 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

様	お問い合わせ番号 来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計額の金額）を入力し、差し引いて計算してください。 年 月 日 ____ 税務署長						
年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）							
●予定納税について あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 5%; text-align: center;">予定納</td><td style="width: 45%; text-align: center;">第 1 期 分</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">第 2 期 分</td><td></td></tr></table>	予定納	第 1 期 分			第 2 期 分	
予定納	第 1 期 分						
	第 2 期 分						

3-2 申告書等への提出年月日の表示

○ 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。

※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

提出年月日 yyyy.mm.dd
年 月 日

提出年月日 yyyy.mm.dd 受付番号 9999999999999999

申告書イメージ

3-3 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	美	（手書き）
	業	（手書き）
記号	⑩	（手書き）
	（イ）	（手書き）

3 - 4 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK 2 への移行後は非公開となります。）。

※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。

- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

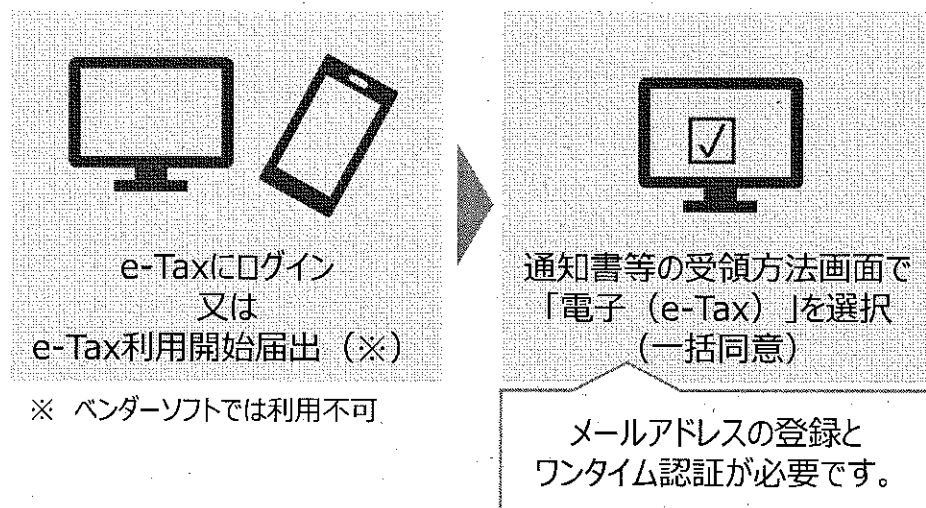
Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを <u>公開</u>	<u>非公開</u>
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

※ 各WebページのURLの変更はありません。

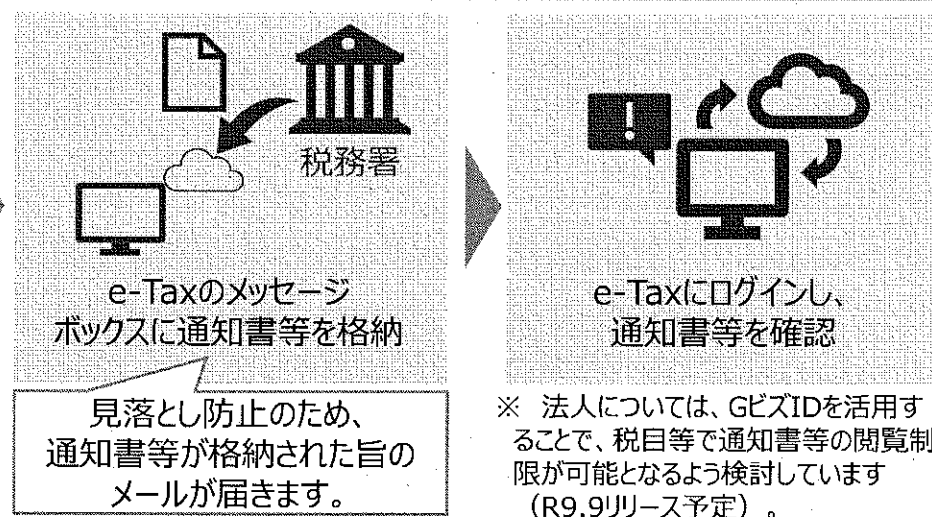
3-5 処分通知等の電子交付の対象拡大

- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意 (R8.9.24～)

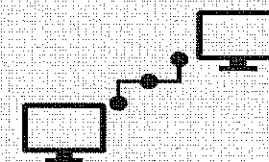


電子交付



- ◆ 従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
 - ・ 更正又は決定通知書
 - ・ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 (いわゆる是認通知)
 など約1,000通知が電子交付対象となります。

- ◆ 税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



INDEX

01 | **概要**
概要事項のご説明

02 | **様式変更の具体的な事例**
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 | **仕様変更に伴う新機能・変更点**
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 | **システム移行に伴うe-Tax停止期間**
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

4 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
 - このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
 - ・ **令和8年9月19日（土） 0時～令和8年9月24日（木） 8時30分**
 - ・ **令和8年9月26日（土） 0時～24時**
- ※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			